

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期にかかる説明
平成27年10月1日	I 基本情報-1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務-②事務の内容	住民税は地方税法により定められた枠組みに従い、条例に基づいて以下の事務を取り扱う。	住民税は地方税法により定められた枠組みに従い、地方税法及び条例に基づいて以下の事務を取り扱う。	事前	-
平成27年10月1日	I 基本情報-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム2-②システムの機能	1. 証明書の自動交付 パスワードを設定した個人番号カードを利用して…(省略)… 住民票の写しを発行する。	1. 証明書の自動交付 パスワードを設定した個人番号カードを利用して…(省略)… 所得・課税証明書を発行する。	事前	-
平成27年10月1日	I 基本情報-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム3-②システムの名称	審査システム(eTAX)	審査システム	事前	-
平成27年10月1日	I 基本情報-5. 個人番号の利用-法令上の根拠	(新規追加)	番号法第9条第2項及び番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例	事前	-
平成27年10月1日	I 基本情報-6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	(新規追加)	「番号法第19条第14号の規定に基づき、及び同法を実施するため、同条第7号に準ずるものとして定めた特定個人情報の提供に関する規則(案)」以下、特定個人情報保護委員会規則(案)という及び番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例	事前	-
平成27年10月1日	I 基本情報-7. 評価実施機関における担当部署-②所属長	収税課長 尾家 浩之	収税課長 北村 順	事前	-
平成27年10月1日	I 基本情報-(別添1)事務の内容-1. 個人住民税賦課情報ファイル	(1)特別徴収義務者 (2)個人情報の流れ (3)パンチ入力委託 (4)eTAXシステム	(1)給与、年金支払者と特別徴収義務者を区別して記載 (2)特定個人情報、特定個人情報以外の流れに分けて記載 (3)データバンク業務委託に修正 (4)審査システムに修正	事前	-
平成27年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)-2. 基本情報-④記録される項目-主な記録項目	(新規追加)	障害者福祉関係情報	事前	-
平成27年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)-2. 基本情報-④記録される項目-その妥当性	(1)(新規追加) (2)生活保護関係情報 非課税の判定を行うために…(省略)…記録する。	(1)障害者福祉関係情報 個人住民税の障害者控除の適用のために記録する。 (2)生活保護関係情報 個人住民税の減免のために…(省略)…記録する。	事前	-
平成27年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)-2. 基本情報-⑤保有開始日	平成28年1月	平成28年1月1日	事前	-
平成27年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)-3. 特定個人情報ファイルの入手・使用-①入手元	(新規追加)	評価実施機関内の他部署(障がい者支援課)	事前	-
平成27年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託事項	(新規追加)	審査システム、及び国税連携システムの運用保守業務	事前	-
平成27年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託事項4	(新規追加)	バックアップデータ遠隔地保管業務	事前	-
平成27年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託事項5	(新規追加)	証明書コンビニ交付システム運用保守業務委託	事前	-
平成27年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)-4. 特定個人情報の提供・移転・移転先1-(別紙2)移転先No.5	収税課	(削除)	事前	-
平成27年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)-4. 特定個人情報の提供・移転・移転先1-(別紙2)移転先No.5	(新規追加)	資産税課	事前	-
平成27年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)-4. 特定個人情報の提供・移転・移転先1-(別紙2)移転先No.11	(新規追加)	高齢者地域福祉課	事前	-
平成27年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)-6. 特定個人情報の保管・消去-①保管場所	(新規追加)	審査システムの審査サーバー、及び国税連携システムのデータ受信サーバーにおける措置	事前	-
平成27年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)-6. 特定個人情報の保管・消去-③消去方法	(新規追加)	審査システムの審査サーバー、及び国税連携システムのデータ受信サーバーにおける措置	事前	-
平成27年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)-2. 基本情報-⑤保有開始日	平成28年1月	平成28年1月1日	事前	-
平成27年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税收納情報ファイル)-3. 特定個人情報の入手・使用-①入手元	評価実施機関内の他部署(市民税課)	(削除)	事前	-
平成27年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税收納情報ファイル)-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託事項2	(新規追加)	バックアップデータ遠隔地保管業務	事前	-
平成27年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税滞納情報ファイル)-2. 基本情報-⑤保有開始日	平成28年1月	平成28年1月1日	事前	-
平成27年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税收納情報ファイル)-6. 特定個人情報の保管・消去-③消去方法	(新規追加)	審査システムの審査サーバー、及び国税連携システムのデータ受信サーバーにおける措置	事前	-
平成27年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税收納情報ファイル)-2. 基本情報-⑤保有開始日	平成28年1月	平成28年1月1日	事前	-
平成27年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税收納情報ファイル)-3. 特定個人情報の入手・使用-①入手元	評価実施機関内の他部署(市民税課)	(削除)	事前	-
平成27年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税收納情報ファイル)-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託事項2	(新規追加)	バックアップデータ遠隔地保管業務	事前	-
平成27年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税滞納情報ファイル)-2. 基本情報-⑤保有開始日	平成28年1月	平成28年1月1日	事前	-
平成27年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税收納情報ファイル)-6. 特定個人情報の保管・消去-③消去方法	(新規追加)	審査システムの審査サーバー、及び国税連携システムのデータ受信サーバーにおける措置	事前	-
平成27年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税收納情報ファイル)-2. 基本情報-⑤保有開始日	平成28年1月	平成28年1月1日	事前	-
平成27年10月1日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税收納情報ファイル)-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託・委託事項2	(新規追加)	バックアップデータ遠隔地保管業務	事前	-

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期にかかる説明
平成27年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税滞納情報ファイル)-2. 基本情報-⑤保有開始日	平成28年1月	平成28年1月1日	事前	-
平成27年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税滞納情報ファイル)-3. 特定個人情報の入手・使用-①入手元	評価実施機関内の他部署(市民税課)	(削除)	事前	-
平成27年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税滞納情報ファイル)-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項2	(新規追加)	バックアップデータ遠隔地保管業務	事前	-
平成27年10月1日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税滞納情報ファイル)-5. 特定個人情報の提供・移転-移転先1~5	(新規追加)	労児保育課、債権回収課 国民健康保険課、債権回収課 国民健康保険課、債権回収課 介護保険課、債権回収課 幼児保健課、債権回収課	事前	-
平成27年10月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(個人住民税賦課情報ファイル) -2. 特定個人情報の入手-リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク-入手の際の本人確認の措置の内容	eLTAXからの入手における措置	審査システム、及び国税連携システムからの入手における措置	事前	-
平成27年10月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(個人住民税賦課情報ファイル) -2. 特定個人情報の入手-リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク-個人番号の真正性確認の措置の内容	eLTAXからの入手における措置	審査システム、及び国税連携システムからの入手における措置	事前	-
平成27年10月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(個人住民税賦課情報ファイル) -2. 特定個人情報の入手-リスク3: 入手した特定個人情報が不正確であるリスク-特定個人情報の正確性確保の措置の内容	eLTAXからの入手における措置	審査システム、及び国税連携システムからの入手における措置	事前	-
平成27年10月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(個人住民税賦課情報ファイル) -2. 特定個人情報の入手-リスク4: 入手の際に特定個人情報が漏れ、紛失するリスク-リスクに対する措置の内容	eLTAXからの入手における措置	審査システム、及び国税連携システムからの入手における措置	事前	-
平成27年10月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(個人住民税賦課情報ファイル) -5. 特定個人情報の提供・移転-リスク1-不正な提供・移転が行われるリスク-特定個人情報の提供・移転の記録-具体的な方法	eLTAXで提供する分	審査システム、及び国税連携システムで提供する分	事前	-
平成27年10月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(個人住民税賦課情報ファイル) -5. 特定個人情報の提供・移転-リスク1-不正な提供・移転が行われるリスク-特定個人情報の提供・移転に関するルール-ルールの内容及びルール遵守の確認方法	eLTAXで提供する分	審査システム、及び国税連携システムで提供する分	事前	-
平成27年10月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(個人住民税賦課情報ファイル) -5. 特定個人情報の提供・移転-リスク2-不適切な方法で提供・移転が行われるリスク-リスクに対する措置の内容	eLTAXで提供する分	審査システム、及び国税連携システムで提供する分	事前	-
平成27年10月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(個人住民税賦課情報ファイル) -5. 特定個人情報の提供・移転-リスク3-誤った情報を提供・移転してしまったりリスク-誤った相手で提供・移転してしまったりリスク-リスクに対する措置の内容	eLTAXで提供する分	審査システム、及び国税連携システムで提供する分	事前	-
平成27年10月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(個人住民税賦課情報ファイル) -5. 特定個人情報の提供・移転-リスク2-不適切な方法で提供・移転が行われるリスク-リスクに対する措置の内容	eLTAXで提供する分	審査システム、及び国税連携システムで提供する分	事前	-
平成27年10月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(個人住民税賦課情報ファイル) -5. 特定個人情報の提供・移転-リスク3-誤った情報を提供・移転してしまったりリスク-誤った相手で提供・移転してしまったりリスク-リスクに対する措置の内容	eLTAXで提供する分	審査システム、及び国税連携システムで提供する分	事前	-
平成27年10月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(個人住民税賦課情報ファイル) -7. 特定個人情報の保管・消去-⑤物理的対策-具体的な対策の内容	(新規追加)	審査システム、及び国税連携システムにおける措置	事前	-
平成27年10月1日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(個人住民税賦課情報ファイル) -7. 特定個人情報の保管・消去-⑥技術的対策-具体的な対策の内容	(新規追加)	審査システム、及び国税連携システムにおける措置	事前	-
平成27年10月1日	IV その他のリスク対策-1. 監査-①自己点検-具体的なチェック方法	(新規追加)	審査システム、及び国税連携システムにおける措置	事前	-
平成27年10月1日	IV その他のリスク対策-1. 監査-②監査-具体的な内容	(新規追加)	審査システム、及び国税連携システムにおける措置	事前	-
平成27年10月1日	IV その他のリスク対策-2. 従業者に対する教育・啓発-具体的な方法	(新規追加)	審査システム、及び国税連携システムにおける措置	事前	-

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期にかかる説明
平成27年10月1日	V開示請求、問合せー2. 特定個人情報ファイルの取り扱いに関する問合せー①連絡先	収納係 (079-427-9175)	収納係 (079-427-9170)	事前	-
平成28年1月28日	I 基本情報ー5. 個人番号の利用-法令上の根拠	当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号)(以下「番号法」という)、番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)(以下「別表第一省令」という)又は番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例により個人番号の利用を行うことができるとしているもの	当該評価書の評価対象となる事務において、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号、以下「別表第一省令」という)、番号法第9条第2項の規定により定める加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律例(平成27年条例第36号。以下「番号利用条例」という)又は加古川市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する条例施行規則(平成27年規則第51号、以下「番号利用条例施行規則」という)により個人番号の利用を行うことができるとしているもの	事後	-
平成28年1月28日	I 基本情報ー5. 個人番号の利用-法令上の根拠	(1)番号法 ・第9条第1項 別表第一 16の項 (2)別表第一省令 ・第16条 (3)①番号法 ・第9条第2項 ②番号法第9条第2項の規定により定める 予定の条例	(1)番号法 ・第9条第1項 別表第1 16の項 (2)別表第一省令 ・第16条 (3)番号法 ・第9条第2項 ①番号利用条例 ・第3条第1項及び第2項 別表第2 5の項 ②番号利用条例施行規則 ・第21条	事後	-
平成28年1月28日	I 基本情報ー6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携ー②法令上の根拠	当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、番号法別表第二の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)以下、「別表第二省令」という)又は「番号法第19条第14号の規定に基づき、及び同法を実施するため、同条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報保護委員会規則(案)」(以下、「特定個人情報保護委員会規則(案)」とい)及び番号法第9条第2項の規定により定める予定の条例により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるとしているもの	当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号、以下「別表第二省令」という)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第3号。以下「委員会規則」とい)、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるとしているもの	事前	-
平成28年1月28日	I 基本情報ー6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携ー②法令上の根拠	(1)番号法 ・第19条第7号 別表第二 27の項 (2)別表第二省令 ・第20条 (3)①番号法 ・第19条第14号 ②特定個人情報保護委員会規則(案) ③番号法第9条第2項の規定により定める 予定の条例	(1)番号法 ・第19条第7号 別表第二 27の項 (2)別表第二省令 ・第20条 (3)番号法 ・第19条第14号 ①委員会規則 ・第2条 ②番号利用条例 ③番号利用条例施行規則	事前	-
平成28年1月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)-5. 特定個人情報の提供・移転・移転の有無	提供を行っている (60) 件	提供を行っている (61) 件	事後	-
平成28年1月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)-5. 特定個人情報の提供・移転・提供先-①法令上の根拠	番号法第19条第9号の規定による条例を定める予定	番号利用条例第4条	事後	-
平成28年1月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)-5. 特定個人情報の提供・移転・提供先-②提供	(新規)	各自治体	事前	-
平成28年1月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)-5. 特定個人情報の提供・移転・提供先-①提供	(新規)	番号法第19条第14号	事前	-
平成28年1月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)-5. 特定個人情報の提供・移転・提供先-②提供	(新規)	番号法第19条第14号に基づき、委員会規則で定めるもの	事前	-
平成28年1月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)-5. 特定個人情報の提供・移転・提供先-③提供	(新規)	地方税関係情報であって、委員会規則で定めるもの	事前	-
平成28年1月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)-5. 特定個人情報の提供・移転・提供先-④提供する情報の対象となる本人の数	(新規)	10万人以上100万人未満	事前	-
平成28年1月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)-5. 特定個人情報の提供・移転・提供先-⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	(新規)	1月1日現在で加古川市に住民票がある者、住民票は無いが居住実態がある者及び市外の被扶養者	事前	-
平成28年1月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)-5. 特定個人情報の提供・移転・提供先-⑥提供方法	(新規)	情報提供ネットワークシステム	事前	-
平成28年1月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)-5. 特定個人情報の提供・移転・提供先-⑦時期・頻度	(新規)	特定個人情報の提供の求めがあった都度	事前	-
平成28年1月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)-5. 特定個人情報の提供・移転・移転先-1	番号法第9条第2項に基づく条例に定める事務を行う者	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例に定める事務を行う者	事後	-
平成28年1月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)-5. 特定個人情報の提供・移転・移転先-①法令上の根拠	番号法第9条第2項に基づく番号利用条例を定める予定	番号利用条例第3条	事後	-
平成28年1月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)-5. 特定個人情報の提供・移転・移転先-②移転先における用途	番号法別表第二の第2欄に掲げる事務を主とした、条例で定められた用途(別紙2を参照)	番号法別表第二の第2欄に掲げる事務を主とした、番号利用条例で定められた用途(別紙2を参照)	事後	-
平成28年1月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)-5. 特定個人情報の提供・移転・移転の有無	移転を行っている (5) 件	(削除)	事後	-
平成28年1月28日	II 特定個人情報ファイルの概要(個人住民税賦課情報ファイル)-5. 特定個人情報の提供・移転・移転先	移転先1~5	(削除)	事後	-

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期にかかる説明
平成28年1月28日	Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(個人住民税収納情報ファイル) -5. 特定個人情報の提供・移転	全項目	(削除)	事後	-
平成28年1月28日	(別紙2)	番号法第9条2項に基づく条例に定める事務	番号法第9条2項に基づく番号利用条例に定める事務	事後	-
平成28年1月28日	(別紙2)移転先No.2、7、10	債権回収課	(削除)	事後	-
平成28年1月28日	(別紙2)移転先3	育児支援課	育児保健課	事後	-
平成28年1月28日	(別紙2)移転先4	(追加)	生活に困窮する外国人に係る生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	事後	-
平成28年1月28日	(別紙2)移転先9	(追加)	特別児童扶養手当等の支給に関する法律による特別児童扶養手当の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	-
平成28年8月29日	I 基本情報-7. 評価実施機関における担当部署-②所属長	市民税課長 安次嶺 雅夫	市民税課長 河村 孝弘	事後	-
平成28年8月29日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第20主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府「総務省令第7号」以下「別表第2省令」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第14号に基づき同条第7号に準ずるものとして定める特定個人情報の提供に関する規則(平成27年特定個人情報保護委員会規則第7号。以下「委員会規則」という。)、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるとしているもの	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第20主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府「総務省令第7号」以下「別表第2省令」という。)、番号法第19条第8号の規定により定めることとされている個人情報保護委員会規則(以下「委員会規則」という。)、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるとしているもの	事後	-
平成28年8月29日	I 関連情報-4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	(1)番号法 ・第19条第7号 別表第2 27の項 (2)別表第2省令 ・第20条 (3)番号法 ・第19条第14号 ①委員会規則 ②第2条 ③番号利用条例 ④番号利用条例施行規則	(1)番号法 【情報提供の根拠】 ・第19条第7号 別表第2(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) 【情報照会の根拠】 ・第19条第7号 別表第2(27、29の項) (2)別表第2省令 【情報提供の根拠】 ・第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条、第13条	事後	-
平成28年8月29日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第2に定める事務 提供先No.7	(提供先) 市町村長 (法令上の根拠) 10 (提供先における用途) 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児は障害児通所給付費、高齢障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給、又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	(削除)	事後	-
平成28年8月29日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第2に定める事務 提供先No.8	(提供先) 都道府県知事 (法令上の根拠) 15 (提供先における用途) 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	(削除)	事後	-
平成28年8月29日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第2に定める事務 提供先No.14	(提供先) 都道府県知事 (法令上の根拠) 28 (提供先における用途) 地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく命令による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	(削除)	事後	-
平成28年8月29日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第2に定める事務	(追加)	(提供先) 都道府県知事 (法令上の根拠) 9 (提供先における用途) 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	-
平成28年8月29日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第2に定める事務	(追加)	(提供先) 市町村長 (法令上の根拠) 11 (提供先における用途) 児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高齢障害児通所給付費、障害児相談支援給付費若しくは特例障害児相談支援給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	-
平成28年8月29日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第2に定める事務	(追加)	(提供先) 都道府県知事 (法令上の根拠) 38 (提供先における用途) 学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	-

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期にかかる説明
平成28年8月29日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第2に定める事務	(追加)	(提供先) 都道府県知事 (法令上の根拠) 85の2 (提供先における用途) 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律による賃貸住宅の管理に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	-
平成28年8月29日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第2に定める事務	(枠外に追加)	O(提供先No.)欄の番号は、法令上の根拠(別表第2の項番)順とし、追加・削除があった場合は新たに符番を行う。	事後	-
平成29年5月24日	I 基本情報-6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)番号法第19条第8号の規定により定めることとされている個人情報保護委員会規則(以下「委員会規則」という。)、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるとしているもの	1. 当該評価書の評価対象となる事務において、番号法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第2の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号。以下「別表第2省令」という。)、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく特定個人情報の提供に関する規則(以下「委員会規則」という。)、番号利用条例又は番号利用条例施行規則により情報提供ネットワークシステムによる情報連携を行うことができるとしているもの	事後	-
平成29年5月24日	V開示請求、問合せ-1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-①請求先	079-427-9137(直通)	079-427-9135(直通)	事後	-
平成29年5月24日	V開示請求、問合せ-2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ-①連絡先	管理係(079-427-9160)	管理係(079-427-9709)	事後	-
平成29年10月11日	V開示請求、問合せ-1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-③手数料等	写しの交付(コピー)に要する費用[白黒 10円/1枚、カラー30円/1枚]	写しの交付(コピー)に要する費用[白黒 10円/1枚、カラー20円/1枚]	事後	-
平成30年7月19日	I 基本情報-7. 評価実施機関における担当部署-②所属長	市民税課長 河村 孝弘	市民税課長 井上 英樹	事後	-
平成30年7月19日	(別紙2)移転先9	営繕・住宅課	住宅政策課	事後	-
平成30年7月19日	【(1)個人住民税課情報ファイル、(2)個人住民税収納情報ファイル、(3)個人住民税滞納情報ファイル共通】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-7. 特定個人情報の保管・消去-⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-その内容	【平成25年5月の事案】 <事故の内容> ・住民情報システムの利用権限のない職員が、システムの操作権限を持つ職員から情報を手に入れ、調査会社の知人に伝えだ。 <原因> ・公務員倫理意識が欠けていた。 <影響> ・7件の住所情報が漏えいした。 <発生時の対応> ・古川市情報セキュリティ対策本部会議を開催した後、住民情報システム利用課の所属長に対し、緊急研修を実施した。 ・全職員を対象に公務員倫理研修を実施した。 【平成26年11月の事案】 <事故の内容> ・職員の給与支給明細情報を誤って、一部の職員にメール送信した。 <原因> ・担当者の端末操作ミス <影響> ・職員1,854人分の給与支給明細情報が漏えいした。 <発生時の対応> ・該当者に対してお詫びの文書を送付した。	【平成29年11月の事案】 <事故の内容> ・メールを送信する際、誤って他の宛先が表示した状態で送信してしまった。 <原因> ・メール送信の宛先設定の際、種別をBCCに設定すべきところを誤ってTOで設定してしまった。 <影響> ・担当者のメールアドレス及び一部担当者 氏名 142件 <発生時の対応> ・該当者に対して電話及びお詫びのメールを送付し、当該メールの削除を依頼した。	事後	-
平成30年7月19日	【(1)個人住民税課情報ファイル、(2)個人住民税収納情報ファイル、(3)個人住民税滞納情報ファイル共通】 Ⅲ特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-7. 特定個人情報の保管・消去-⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-再発防止策の内容	【平成25年5月の事案】 ・職場において職員倫理研修を実施している。 ・住民情報システム利用課の所属長に対しシステムの取扱いに関する研修を実施し、所属員に対してこの研修を義務付けている。 ・住民情報システム操作記録について、適切な利用にあたったか確認を行うため抜き取りチェックを行っている。 【平成26年11月の事案】 ・システム操作手順の見直しを含め事務の見直しを行った。	【平成29年11月の事案】 ・複数の宛先へのメール送信時の作業手順を見直し、個人情報の取扱いについても周知徹底した。 【平成30年5月の事案】 ・個人情報と含む資料の掲載方法について、周知徹底した。	事後	-
令和1年6月19日	I 基本情報-7. 評価実施機関における担当部署-②所属長	市民税課長 井上 英樹、収税課長 北村 順	(削除)	事後	-
令和1年6月19日	I 基本情報-7. 評価実施機関における担当部署-②所属長の役職名	(新規)	市民税課長、収税課長	事後	-
令和1年6月19日	V 開示請求、問合せ-1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-①請求先	079-427-9135(直通)	079-427-9132(直通)	事後	-
令和1年6月19日	【個人住民税課情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要-4、特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項-2-⑥委託先名	(株)日立製作所	(株)日立システムズ	事後	-
令和1年6月19日	【個人住民税課情報ファイル】 II 特定個人情報ファイルの概要-4、特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項-5-⑥委託先名	(株)日立製作所	(株)日立システムズ	事後	-

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期にかかる説明
令和1年6月19日	【Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要>2.個人住民税収納情報ファイル・3.個人住民税滞納情報ファイル(共通)】4.特定期間情報ファイルの取扱いの委託⑥委託先名	(株)日立製作所	(株)日立システムズ	事後	-
令和1年6月19日	Ⅱ ファイルの概要(住民基本台帳ファイル)-4.特定期間情報ファイルの取扱いの委託-委託事項①-⑥委託先名	・アトラス情報サービス(株)	・(株)関西情報センター	事後	-
令和2年12月10日	I 基本情報-2.特定期間情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム3-②システムの機能	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	-
令和2年12月10日	I 基本情報-2.特定期間情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム4-②システムの機能	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	-
令和2年12月10日	I 基本情報-6.情報提供ネットワークシステムによる情報連携※-②法令上の根拠	(1)番号法 【情報提供の根拠】 ・第19条第7号 別表第2(1、2、3、4、6、8、9、11、16、18、23、26、27、29、31、34、35、37、38、39、40、42、48、54、57、58、59、61、62、63、64、65、66、67、70、71、74、80、84、85の2、87、91、92、94、97、101、102、103、106、107、108、113、114、115、116、117、120の項) 【情報照会の根拠】 ・第19条第7号 別表第2(27、29の項) (2)別表第2省令 【情報提供の根拠】 ・第1条、第2条、第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条、第13条、第19条、第20条、第22条、第23条、第25条、第28条、第31条、第34条、第35条、第36条、第37条、第38条、第40条、第43条、第44条、第47条、第49条、第50条、第51条、第54条、第55条、第58条、第59条 【情報照会の根拠】 ・第20条 (3)番号法 【情報照会の根拠】(委員会規則によるもの) ・第19条第8号 ①委員会規則 ②番号利用条例 ③番号利用条例施行規則	(1)番号法 【情報提供の根拠】 ・第19条第7号 別表第2のうち情報提供者が市町村長となる地方税法関係情報の各項 【情報照会の根拠】 ・第19条第7号 別表第2 27の項 (2)別表第2省令 【情報提供の根拠】 ・主務者令で定める情報として市町村民税又は道府県民税に関する情報を含む条項 (番号法別表2にて情報提供者が市町村長となる地方税法関係情報の各項に対応) 【情報照会の根拠】 ・第20条 (3)番号法 【情報照会の根拠】(委員会規則によるもの) ・第19条第8号 ①委員会規則 ②番号利用条例 ③番号利用条例施行規則	事後	-
令和2年12月10日	IV その他のリスク対策※-1.監査-②監査-具体的な内容	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	-
令和2年12月10日	IV その他のリスク対策※-2.従業者に対する教育-啓発-従業者に対する教育-啓発-具体的な内容	一般社団法人地方税電子化協議会	地方税共同機構	事後	-
令和2年12月10日	VI 評価実施手続-1.基礎項目評価-①実施日	(削除)		事後	-
令和2年12月10日	VI 評価実施手続-2.国民・住民等からの意見の聴取&3.第三者点検	(削除)		事後	-
令和2年12月10日	(別添2)1.個人住民税賦課情報ファイル	(置き換え)	最新分に置き換え	事後	-
令和2年12月10日	(別添2)2.個人住民税収納情報ファイル	(置き換え)	最新分に置き換え	事後	-
令和2年12月10日	(別添2)3.個人住民税滞納情報ファイル	(置き換え)	最新分に置き換え	事後	-
令和2年12月10日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第二に定める事務-法令上の根拠(別表第2の項番)	(追加)	項番20、28、53を追加	事後	-
令和2年12月10日	II 特定期間情報ファイルの概要(賦課情報)-5.特定期間情報の提供-移転(委託に伴うものを除く。)-提供先3-①法令上の根拠	・番号法第19条第8号	・番号法第19条第9号	事後	-
令和2年12月10日	II 特定期間情報ファイルの概要(賦課情報)-5.特定期間情報の提供-移転(委託に伴うものを除く。)-提供先6-①法令上の根拠	・番号法第19条第14号	・番号法第19条第8号	事後	-
令和2年12月10日	II 特定期間情報ファイルの概要(賦課情報)-5.特定期間情報の提供-移転(委託に伴うものを除く。)-提供先6-②提供先における用途	・番号法第19条第14号に基づき、委員会規則で定めるもの	・番号法第19条第8号に基づき、委員会規則で定めるもの	事後	-
令和2年12月10日	II 特定期間情報ファイルの概要(滞納情報)-5.特定期間情報の提供-移転(委託に伴うものを除く。)-提供先1-①法令上の根拠	・番号法第19条第8号	・番号法第19条第9号	事後	-
令和2年12月10日	【個人住民税賦課情報ファイル】 III 特定期間情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-5.特定期間情報の提供-移転(委託)-情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)-リスク1:不正な提供-移転が行われるリスク-特定期間情報の提供-移転の記録-具体的な方法	・国税連携システムにおいて、国税庁及び他市町村との間の連携については、番号法第10条第8号に基づき、特定期間情報(扶養は正情報等)の提供を行う。 ・その際には、番号法第19条第8号、番号法施行令第23条等の規定に基づき、特定期間情報の提供を受ける者の名称、特定期間情報の提供の日時及び提供する特定期間情報の項目を記録して、7年間保存するなどの措置をとる。	・国税連携システムにおいて、国税庁及び他市町村との間の連携については、番号法第19条第9号に基づき、特定期間情報(扶養は正情報等)の提供を行う。 ・その際には、番号法第19条第9号、番号法施行令第22条等の規定に基づき、特定期間情報の提供を受ける者の名称、特定期間情報の提供の日時及び提供する特定期間情報の項目を記録して、7年間保存するなどの措置をとる。	事後	-
令和2年12月10日	【個人住民税賦課情報ファイル】 III 特定期間情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-5.特定期間情報の提供-移転(委託)-情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)-リスク2:不適な方法で提供-移転が行われるリスク-特定期間情報に対する措置の内容	<紙により提供する分> ・他の実施機関への情報提供の際には、番号法第19条第8号の規定により、該当特定期間情報の安全性を確保するために必要な措置として、政令で定める措置を講じている。	<紙により提供する分> ・他の実施機関への情報提供の際には、番号法第19条第9号の規定により、該当特定期間情報の安全性を確保するために必要な措置として、政令で定める措置を講じている。	事後	-

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期にかかる説明
令和2年12月10日	【個人住民税課課情報ファイル】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-6. 情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク ①:目的外の入手が行われるリスクに対する措置の内容	(※2)番号法別表第二及び第19条第14号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	(※2)番号法別表第二及び第19条第8号に基づき、事務手続きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。	事後	-
令和2年12月10日	【個人住民税滞納情報ファイル】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-7. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)-リスク:不適切な方法で提供・移転が行われるリスクに対する措置の内容	・他の実施機関への情報提供の際には、番号法第19条第8号の規定により、当該特定個人情報の安全性を確保するために必要な措置として、政令で定める措置を講じている。	・他の実施機関への情報提供の際には、番号法第19条第9号の規定により、当該特定個人情報の安全性を確保するために必要な措置として、政令で定める措置を講じている。	事後	-
令和2年12月10日	(別紙2)番号法第9条2項に基づく番号利用条例に定める事務-移転先No.2-移転先における主な用途	児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	児童福祉法による保育所における保育の実施又は措置に関する事務であって主務省令で定めるもの 児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの 子ども・子育て支援法による子どものための教育・保育給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	-
令和2年12月10日	(別添1)事務の内容-2. 個人住民税収納情報ファイル	(追加)	フロー図に「地方税共通納税システム」に係るものを追加	事後	-
令和2年12月10日	(別添1)事務の内容-2. 個人住民税収納情報ファイル	住民基本台帳ネットワークシステム	住民基本台帳ファイル	事後	-
令和2年12月10日	(別添1)事務の内容-3. 個人住民税滞納情報ファイル	住民基本台帳ネットワークシステム	住民基本台帳ファイル	事後	-
令和2年12月10日	II 特定個人情報ファイルの概要(賦課情報)-2. 基本情報-④記録される項目-主な記録項目	(記録項目の追加)	医療保険関係情報、年金関係情報	事後	-
令和2年12月10日	II 特定個人情報ファイルの概要(賦課情報)-2. 基本情報-④記録される項目-その妥当性	・介護関係情報 年金特徴のための介護保険特徴の開始情報を記録する。	・医療保険関係情報、介護関係情報、年金関係情報 年金特徴のために各種保険特徴の開始情報を記録する。	事後	-
令和2年12月10日	II 特定個人情報ファイルの概要(賦課情報)-3. 特定個人情報の入手・使用-①入手元	評価実施機関内の他部署(生活福祉課、市民課、介護保険課、障がい者支援課)	評価実施機関内の他部署(生活福祉課、市民課、国民健康保険課、介護保険課、障がい者支援課)	事後	-
令和2年12月10日	II 特定個人情報ファイルの概要(賦課情報)-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供・移転の有無	提供を行っている (61) 件	提供を行っている (65) 件	事後	-
令和2年12月10日	II 特定個人情報ファイルの概要(賦課情報)-5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)-提供先2-②提供先における用途	・学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務 ・学校教育法による就学に要する費用についての援助に関する事務	・学校保健安全法による医療に要する費用についての援助に関する事務 ・学校教育法による就学に要する費用についての援助に関する事務	事後	-
令和2年12月10日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(賦課情報)-5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)-リスク①:不正な提供・移転が行われるリスク-特定個人情報の提供・移転に関するルール-ルールの内容及びルール遵守の確認方法	番号法施行規則第20条第2号	番号法施行規則第20条第3号	事後	-
令和2年12月10日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(賦課情報)-5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)-リスク②:不適切な方法で提供・移転が行われるリスク-リスクに対する措置の内容	番号法施行規則第20条第2号	番号法施行規則第20条第3号	事後	-
令和2年12月10日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(賦課情報)-5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)-リスク③:誤った情報を提供・移転してしまうリスク-誤った相手に提供・移転してしまうリスクに対する措置の内容	番号法施行規則第20条第2号	番号法施行規則第20条第3号	事後	-
令和2年12月10日	IV その他リスク対策-1. 監査-①自己点検-具体的なチェック方法	(平成25年総務省告示第206号)	(平成31年総務省告示第151号)	事後	-
令和2年12月10日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第二に定める事務-法令上の根拠(別表第2の項番)-1	【用途】健康保険法第五条第二項又是第百二十三条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	【用途】健康保険法第五条第二項の規定により厚生労働大臣が行うこととされた健康保険に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	-
令和2年12月10日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第二に定める事務-法令上の根拠(別表第2の項番)-8	【用途】児童福祉法による里親の認定、養育里親の登録又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	【用途】児童福祉法による養育里親若しくは養子縁組里親の登録、里親の認定又は障害児入所給付費、高額障害児入所給付費若しくは特定入所障害児食費等給付費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	-
令和2年12月10日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第二に定める事務-法令上の根拠(別表第2の項番)-11	【用途】児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支給給付費若しくは特例障害児相談支給給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるものの	【用途】児童福祉法による障害児通所給付費、特例障害児通所給付費、高額障害児通所給付費、障害児相談支給給付費若しくは特例障害児相談支給給付費の支給又は障害福祉サービスの提供に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	-
令和2年12月10日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第二に定める事務-法令上の根拠(別表第2の項番)-16	【提供先】都道府県知事 【用途】児童福祉法による費用の支払命令に関する事務であって主務省令で定めるもの	【提出先】都道府県知事等 【用途】児童福祉法による負担能力の認定又は費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	-
令和2年12月10日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第二に定める事務-法令上の根拠(別表第2の項番)-26	【提供先】都道府県知事 【用途】生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	【提出先】都道府県知事等 【用途】生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	-

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期にかかる説明
令和2年12月10日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第二に定める事務-法令上の根拠(別表第2の項番)-29	【用途】地方税法その他の地方税に関する法律およびこれらの方針に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	【用途】地方税法その他の地方税に関する法律及びこれらの法律に基づく条例による地方税の賦課徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	-
令和2年12月10日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第二に定める事務-法令上の根拠(別表第2の項番)-38	【提供先】都道府県知事	【提出先】都道府県教育委員会又は市町村教育委員会	事後	-
令和2年12月10日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第二に定める事務-法令上の根拠(別表第2の項番)-42	【用途】国民健康保険法による保険給付の支給または保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	【用途】国民健康保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	-
令和2年12月10日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第二に定める事務-法令上の根拠(別表第2の項番)-54	【用途】住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更または収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	【用途】住宅地区改良法による改良住宅の管理若しくは家賃若しくは敷金の決定若しくは変更又は収入超過者に対する措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	-
令和2年12月10日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第二に定める事務-法令上の根拠(別表第2の項番)-59	【用途】地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の長期給付に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	【用途】地方公務員等共済組合法又は地方公務員等共済組合法の长期給付等に関する施行法による年金である給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	-
令和2年12月10日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第二に定める事務-法令上の根拠(別表第2の項番)-62	【用途】老人福祉法による福祉の措置に関する事務であって主務省令で定めるもの	【用途】老人福祉法による費用の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	-
令和2年12月10日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第二に定める事務-法令上の根拠(別表第2の項番)-63	【用途】母子及び寡婦福祉法による償還未済額の免除または資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	【用途】母子及び父子並びに寡婦福祉法による償還未済額の免除又は資金の貸付けに関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	-
令和2年12月10日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第二に定める事務-法令上の根拠(別表第2の項番)-64	【用途】母子及び寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	【用途】母子及び父子並びに寡婦福祉法による配偶者のない者で現に児童を扶養しているもの又は寡婦についての便宜の供与に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	-
令和2年12月10日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第二に定める事務-法令上の根拠(別表第2の項番)-65	【提供先】都道府県知事等 【用途】母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子家庭自立支援給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	【提供先】都道府県知事等 【用途】母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	-
令和2年12月10日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第二に定める事務-法令上の根拠(別表第2の項番)-71	【用途】雇用対策法による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	【用途】労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による職業転換給付金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	-
令和2年12月10日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第二に定める事務-法令上の根拠(別表第2の項番)-74	【提供先】市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む)	【提供先】市町村長(児童手当法第十七条第一項の表の下欄に掲げる者を含む。)	事後	-
令和2年12月10日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第二に定める事務-法令上の根拠(別表第2の項番)-80	【用途】高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給または保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	【用途】高齢者の医療の確保に関する法律による後期高齢者医療給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	-
令和2年12月10日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第二に定める事務-法令上の根拠(別表第2の項番)-85の2	【提供先】都道府県知事	【提供先】特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律第十八条第二項に規定する賃貸住宅の建設及び管理を行う都道府県知事又は市町村長	事後	-
令和2年12月10日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第二に定める事務-法令上の根拠(別表第2の項番)-87	【用途】中国残留邦人等支援給付の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	【用途】中国残留邦人等支援給付等の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	-
令和2年12月10日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第二に定める事務-法令上の根拠(別表第2の項番)-94	【用途】介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	【用途】介護保険法による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	-
令和2年12月10日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第二に定める事務-法令上の根拠(別表第2の項番)-102	【用途】厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	【用途】厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律による年金である給付(同法附則第十六条第三項の規定により厚生年金保険の実施者たる政府が支給するものとされた年金である給付を除く)若しくは一時金の支給又は特例業務負担金の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	-
令和2年12月10日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第二に定める事務-法令上の根拠(別表第2の項番)-106	【用途】独立行政法人日本学生支援機構による学資の貸与に関する事務であって主務省令で定めるもの	【用途】独立行政法人日本学生支援機構による学資の貸与及び支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	-
令和2年12月10日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第二に定める事務-法令上の根拠(別表第2の項番)-108	【用途】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給または地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	【用途】障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	-
令和2年12月10日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第二に定める事務-法令上の根拠(別表第2の項番)-113	【用途】公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	【用途】高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	-
令和2年12月10日	(別紙1)番号法第19条第7号別表第二に定める事務-法令上の根拠(別表第2の項番)-116	【用途】子ども・子育て支援法による子どものための教育・保険給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	【用途】子ども・子育て支援法による子どものための教育・保険給付若しくは子育てのための施設等利用給付の支給又は地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務であって主務省令で定めるもの	事後	-
令和2年12月10日	Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要(賦課情報)-6、特定個人情報の保管・消去-①保管場所	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を厳重に管理する。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームはデータセンターに設置しており、データセンターへの入館及びサーバー室への入室を行際は、警備員などにより顔写真入りの身分証明書と事前申請との照合を行う。	事前	-
令和2年12月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(賦課情報)-6、情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク1:目的外の入手が行われるリスク-リスクに対する措置の内容	(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法別表第二及び第19条第8号に基づき、事務系統きごとに情報照会者、情報提供者、照会・提供可能な特定個人情報をリスト化したもの。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	(※1)情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の照会及び照会した情報の受領を行う機能。 (※2)番号法の規定による情報提供ネットワークシステムを使用した特定個人情報の提供に係る情報照会者、情報提供者、事務及び特定個人情報を一覧化し、情報照会の可否を判断するための機能。 (※3)中間サーバーを利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制御を行う機能。	事前	-
令和2年12月10日	Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(賦課情報)-6、情報提供ネットワークシステムとの接続-リスク3:不正な提供が行われるリスク-リスクに対する措置の内容	・特に慎重な対応が求められる情報については自動応答を行わない方に自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行った際に、送信内容を改めて確認し、提供を行なうことで、セシティな特定個人情報を不正に提供されるリスクに対応している。	・機微情報については自動応答を行わないように自動応答不可フラグを設定し、特定個人情報の提供を行なう際に、送信内容を改めて確認し、提供を行なうことで、セシティな特定個人情報を不正に提供されるリスクに対応している。	事前	-

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期にかかる説明
令和2年12月10日	III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策(賦課情報)-7. 特定個人情報の保管・消去-リスク1:特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク-5)物理的対策-具体的な対策の内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理することとしている。 また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されていない物品、記録媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込しがちがないよう、警備員などにより確認している。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームをデータセンターに構築し、設置場所への入退室者管理、有人監視及び施錠管理することとしている。 また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されていない物品、記録媒体、通信機器などを不正に所持し、持出持込しがちがないよう、警備員などにより確認している。	事前	-
令和2年12月10日	IV その他のリスク対策-2. 従業者に対する教育・啓発-従業者に対する教育・啓発-具体的な方法	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対し、セキュリティ研修等を実施することとしている。 また、設置場所はデータセンター内の専用の領域とし、他テナントとの混在によるリスクを回避する。 ・事前に申請し承認されていない物品、記録媒体、通信機器等について研修を行うこととしている。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・IPA(情報処理推進機構)が提供する最新の情報セキュリティ教育用資料等を基にセキュリティ教育教材を作成し、中間サーバー・プラットフォームの運用に携わる職員及び事業者に対する運用規則(接続運用規程等)や情報セキュリティに関する教育を年次(年2回)及び随時(新規要員着任時)実施することとしている。	事前	-
令和2年12月10日	(別添1)事務の内容-1. 個人住民税賦課情報ファイル	(追加)	「住民基本台帳ネットワークシステム」を図に追加する。	事後	-
令和2年12月10日	I. 基本情報-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム6-③他のシステムとの接続の「その他」の内容	各業務システム	証明書コピー交付システム、審査システム、後期高齢者医療システム、介護保険システム、障害福祉システム、自立支援システム、子育て支援システム、予防措置システム(成人)、予防接種システム(未成年)、市営住宅管理システム、介護用品システム、国民健康保険システム、国民年金システム、児童扶養手当システム、母子保健システム、児童手当システム、医療助成システム、就学支援システム	事後	-
令和2年12月10日	I. 基本情報-2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム-システム7-③他のシステムとの接続の「その他」の内容	中間サーバー、各業務システム(情報提供ネットワークシステムを利用する業務)	中間サーバー、生活保護システム	事後	-
令和2年12月10日	【賦課情報ファイル】II 特定個人情報ファイルの概要-5. 特定個人情報の提供・移転(委託)に伴うものを除く)一提出先3-(4)提供する情報の対象となる本人の数	1万人未満	10万人以上100万人未満	事後	-
令和2年12月10日	【賦課情報ファイル】III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた人手を除く。)-リスク2:不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置の内容	・住民からの申告情報の入手は、窓口を限定して行っている。また、受付は、受付マニュアルに基づいて行っている。	・住民からの申告情報の入手は、窓口を限定して行っている。また、申告書等の様式は法令で定められており、必要な項目しか記載できない様式になっている。	事後	-
令和2年12月10日	【賦課情報ファイル】【収納情報ファイル】【滞納情報ファイル】III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-3. 特定個人情報の使用-リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク-特定個人情報の使用の記録-具体的な方法	システム操作記録を、ユーザ単位で磁気ディスクに記録している。 ・システム操作記録について、適切な使用が行われているか確認のために不定期で抜き取りチェックを行っている。 ・システム操作記録をもとに、管理者が聞き取り調査を行っている。	・システム操作記録を、ユーザ単位で磁気ディスクに記録している。 ・システム操作記録について、適切な使用が行われているか確認のために不定期で抜き取りチェックを行っている。 ・システム操作記録をもとに、管理者が聞き取り調査を行っている。	事後	-
令和2年12月10日	【賦課情報ファイル】【収納情報ファイル】【滞納情報ファイル】III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-4. 特定個人情報の使用-リスク2:権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク-特定個人情報ファイルの閲覧者の委託-特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限-具体的な制限方法	・委託先における特定個人情報ファイルの閲覧者および更新者は、業務に必要な最小限の者とし、実施体制の提出を義務付けている。	・委託先における特定個人情報ファイルの閲覧者および更新者は、業務に必要な最小限の者とし、実施体制の提出を義務付けている。 ・実施体制に記載がある者しかアクセスできないように権限設定している。	事後	-
令和2年12月10日	【賦課情報ファイル】【収納情報ファイル】【滞納情報ファイル】III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-特定個人情報の提供ルール-委託元と委託先の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・システム運用保守委託業務においては、システムを直接操作するため、特定個人情報の提供は行わない。	<システム運用保守委託業務> ・システムを直接操作するため、特定個人情報の提供は行わない。 <申告書等データバンチ業務> ・実地調査、秘密の保持、データの管理について等の必要な事項を契約書に明記し、委託先に遵守させている。なお、委託先には「特定個人情報等の管理に関する調査書」と「特定個人情報等の管理に関する取扱規程」等を提出させ、その内容を確認している。 <バックアップデータ遠隔地保管業務> ・記録媒体は施錠されたケースに入れ、鍵は委託先に渡さない取り決めになっている。	事後	-
令和2年12月10日	【賦課情報ファイル】III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-特定個人情報の消去-ルール-ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・システムを直接操作する業務内容であるため、委託先において、特定個人情報を保有する事はない。 ・個人情報を記録した磁気ディスク等の交換を行う際には、データ消去後に廃棄を行う。	<システム運用保守委託業務> ・システムを直接操作する業務内容であるため、委託先において、特定個人情報を保有する事はない。 ・個人情報を記録した磁気ディスク等の交換を行う際には、データ消去後に廃棄を行う。 <申告書等データバンチ業務> ・マイナンバーはバンチ項目ではないため、委託先が特定個人情報を保有する事はない。 <バックアップデータ遠隔地保管業務> ・記録媒体は施錠されたケースに入っているため、委託先がデータを取り扱う事はできない。	事後	-
令和2年12月10日	【賦課情報ファイル】III 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-5. 特定個人情報の提供・移転(委託)や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)-リスク1:不正な提供・移転が行われるリスク-特定個人情報の提供・移転の記録-具体的な方法	<庁内のデータ連携で提供する分> ・宛名システム等庁内システムとのデータ連携については、システム上で自動化されている。 また、端末で情報を利用した場合は、システムを操作した記録を、ユーザ単位で磁気ディスクに記録している。	<庁内のデータ連携で提供する分> ・宛名システム等庁内システムとのデータ連携については、システム上で自動化されている。 また、端末で情報を利用した場合は、システムを操作した記録を、ユーザ単位で磁気ディスクに記録している。 <バックアップデータ遠隔地保管業務> ・記録媒体は施錠されたケースに入っているため、委託先がデータを取り扱う事はできない。	事後	-

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期にかかる説明
令和2年12月10日	【賦課情報ファイル】 【収納情報ファイル】 【滞納情報ファイル】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-7. 特定個人情報の保管・消去-リスク①: 特定個人情報の漏えい・消失・毀損リスク⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-再発防止策の内容	【平成29年11月の事案】 ・複数の宛先へのメール送信時の作業手順を見直し、個人情報の取扱いについても周知徹底した。 【平成30年5月の事案】 ・個人情報を含む資料の掲載方法について、周知徹底した。	【平成29年11月の事案】 ・送信前の宛先確認、複数人への送信時の「BCC」設定の確認を徹底するよう指導した。 【平成30年5月の事案】 ・個人情報を含む資料の掲載について、資料を紙で出し、個人情報を黒塗りしたうえでスキャンし、PDFを作成するよう指導した。	事後	-
令和2年12月10日	【収納情報ファイル】 【滞納情報ファイル】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-4. 特定個人情報の提供ルール-委託元と委託先間の提供に関するルールの内容及びルール遵守の確認方法	・システム運用保守委託業務においては、システムを直接操作するため、特定個人情報の提供は行わない。	<システム運用保守委託業務> ・システムを直接操作するため、特定個人情報の提供は行わない。 <バックアップデータ遠隔地保管業務> ・記録媒体は施錠されたケースに入れ、鍵は委託先に渡さない取り決めになっている。	事後	-
令和2年12月10日	【収納情報ファイル】 【滞納情報ファイル】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-4. 特定個人情報の取扱いの委託-特定個人情報の消去ルール-ルールの内容及びルール遵守の確認方法	・システムを直接操作する業務内容であるため、委託先において、特定個人情報を保有する事はない。 ・個人情報を記録した磁気ディスク等の交換を行う際には、データ消去後に廃棄を行う。	<システム運用保守委託業務> ・システムを直接操作する業務内容であるため、委託先において、特定個人情報を保有する事はない。 ・個人情報を記録した磁気ディスク等の交換を行う際には、データ消去後に廃棄を行う。 <バックアップデータ遠隔地保管業務> ・記録媒体は施錠されたケースに入っているため、委託先がデータを取り扱う事はできない。	事後	-
令和2年12月10日	IV その他のリスク対策-1. 監査-②監査-具体的な内容	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に監査を行うこととしている。	<中間サーバー・プラットフォームにおける措置> ・運用規則等に基づき、中間サーバー・プラットフォームについて、定期的に外部監査を行うこととしている。	事後	-
令和2年12月10日	VI 評価実施手続	(追加)	特定個人情報保護評価再実施に係る内容を記載	事後	-
令和3年9月14日	V 開示請求、問合せ-1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求-①請求先	加古川市役所 総務部 総務課 情報公開担当	加古川市役所 総務部 総務課	事後	-
令和3年9月14日	【賦課情報ファイル】 【収納情報ファイル】 【滞納情報ファイル】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-7. 特定個人情報の保管・消去-⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	発生あり	発生なし	事後	-
令和3年9月14日	【賦課情報ファイル】 【収納情報ファイル】 【滞納情報ファイル】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-7. 特定個人情報の保管・消去-⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-その内容	【平成29年11月の事案】 <事故の内容> ・メールを送信する際、誤って他の宛先が表示した状態で送信してしまった。 <原因> ・メール送信の宛先設定の際、種別をBCCに設定すべきところを誤ってTOで設定してしまった。 <影響> ・担当者のメールアドレス及び一部担当者氏名 142件 <発生時の対応> ・該当者に対して電話及びお詫びのメールを送付し、当該メールの削除を依頼した。	(削除)	事後	-
令和3年9月14日	【賦課情報ファイル】 【収納情報ファイル】 【滞納情報ファイル】 Ⅲ 特定個人情報ファイルの取扱いプロセスにおけるリスク対策-7. 特定個人情報の保管・消去-⑨過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか-再発防止策の内容	【平成29年11月の事案】 ・送信前の宛先確認、複数人への送信時の「BCC」設定の確認を徹底するよう指導した。 【平成30年5月の事案】 ・個人情報を含む資料の掲載について、資料を紙で出し、個人情報を黒塗りしたうえでスキャンし、PDFを作成するよう指導した。	(削除)	事後	-
令和3年9月14日	I 基本情報-6. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携-②法令上の根拠	(省略) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条 第7号、第8号	(省略) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条 第8号、第9号	事後	令和3年9月1日施行の法改正によるもの
令和3年9月14日	【賦課情報ファイル】 【収納情報ファイル】 【滞納情報ファイル】 Ⅱ 特定個人情報ファイルの概要-4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託-委託事項-委託先名の確認方法	・加古川市情報公開条例に基づく開示請求 ・担当課への電話等による問合せ ・管財契約窓口での問合せ	・加古川市情報公開条例に基づく開示請求 ・担当課への電話等による問合せ ・契約検査窓口での問合せ	事後	-